

# 復興施策に関する国の事業計画 及び工程表の見直し

- I. 事業計画及び工程表の概要 …… P.1
- II. 平成23年度成果の進捗確認(公共インフラ(全体版)) …… P.5

復興庁  
平成24年5月18日

# I . 事業計画及び工程表の概要

- ・これまで、復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・今般、平成24年度予算等の内容を踏まえ、
  - ①平成23年度の取り組み成果及び平成24年度の成果目標を記載
  - ②公共インフラに係る事業計画及び工程表(市町村版)において、復興まちづくりに関する事項を拡充
- ・今後とも、節目節目において事業計画及び工程表の見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。
- ・事業計画・工程表に沿って確実に事業を遂行するとともに、できるだけ工程表が短縮されることを期待。

## 【①公共インフラ全体版】

### ■作成内容

#### ○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方、成果、目標などを記載。

#### ○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH26年度末までの3ヶ年を中心。

### ■対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

# 事業計画及び工程表の概要②

## 【②公共インフラ地域版】

### ■対象地域

市街地復興パターンの検討調査を実施した43市町村を中心に作成。

### ■対象事業及び作成単位

#### ●市町村単位で作成する事業

海岸、河川、下水道、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療・福祉・学校施設)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

※下線は、今回の見直しにより追加した事業。

#### ●路線、施設単位等で作成する事業

流域下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、漁港・漁場・養殖施設・定置網、医療施設

### ■工程表の例(宮城県石巻市の復興住宅、復興まちづくり)

|                              | H23  |    |     |    | H24 |    |     |    | H25 |    |     |    | H26 |    |     |    | H27以降 |
|------------------------------|--|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------|
|                              | 4月   | 7月 | 10月 | 1月 | 4月  | 7月 | 10月 | 1月 | 4月  | 7月 | 10月 | 1月 | 4月  | 7月 | 10月 | 1月 |       |
| 7. 復興住宅(災害公営住宅等)             | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     住宅復興計画の策定                 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開                 </div> |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |       |
| 8. 復興まちづくり<br>(1) 防災集団移転促進事業 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始<br/>                     集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手                 </div>   |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |       |
| (2) 土地区画整理事業                 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     事業計画案作成に向けた調査を開始<br/>                     事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手                 </div>   |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |       |

※事業対象の地区名等は事業計画に記載

# 事業計画及び工程表の概要③

## 【③公共インフラ以外の復興施策の取組状況】

### ■作成内容

#### ○取組状況

ア. 基本方針において復興施策として記載された施策のうち、公共インフラ以外のもの全てについて、復旧・復興に向けた取組状況や目標を記載。

イ. 対象期間は、H26年度末までの3ヶ年を中心。

#### ○前回取りまとめ(H23.11)からの変更点

- ・より見やすい資料とするため、施策毎にタイトルを記載。
- ・平成24年度予算における予算措置状況を記載。

### ■対象施策の例

- ①雇用対策
- ②教育の振興
- ③農業、林業、水産業
- ④観光
- ⑤再生可能エネルギー

## 【公表】

復興過程の「見える化」を図るため、各府省及び復興庁のホームページに掲載。

## ○公共インフラ以外の復興施策の取組状況の例 (教育の振興(心のケア関係))

| 被災した子ども達等の心のケア  |  | 府省名     |
|---|--|---------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |  | 文部科学省   |
| 章   | 5 復興施策   |         |
| 節   | (2) 地域における暮らしの再生   |         |
| 項   | ③教育の振興   | 作成年月    |
| 目   | (iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。 | 平成24年4月 |
| これまでの取組み  |  |         |
| ○ 平成23年度補正予算において、被災した幼児児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助などに対応するため、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(約3,366百万円、全額国庫負担)により、被災地域や被災した幼児児童生徒等を受け入れた幼稚園・小学校・中学校・高等学校等へのスクールカウンセラー等の派遣や特別支援学校等における被災児童生徒の学習活動の充実を図るために外部専門家を活用する事業に必要な経費を措置。本事業を活用して、岩手県、宮城県、福島県に対して、延べ2,264名のスクールカウンセラーを派遣。 |  |         |
| 当面(今年度中)の取組み  |  |         |
| ○ 平成24年度においても、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助などに対応するため、平成24年度予算において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(復興特別会計約4,702百万円、全額国庫負担)を措置。新たに、生徒指導の経験や知識の豊富なアドバイザー等の配置や電話相談体制の整備が可能となるよう、事業を拡大するとともに、引き続き、被災地等の要望を踏まえ、学校等へのスクールカウンセラー等の派遣を実施。                                      |  |         |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |  |         |
| ○ 震災の影響により心のケアを必要とする幼児児童生徒等の増加が懸念されることから、引き続き、被災地等の要望を踏まえ、切れ目のない支援に取り組む。  |  |         |
| 期待される効果・達成すべき目標   |  |         |
| ○ スクールカウンセラー等が学校等に派遣されることにより、幼児児童生徒や教職員等の心のケアの充実が図られる。  |  |         |
| 平成24年度予算における予算措置状況  |  |         |
| ・緊急スクールカウンセラー等派遣事業 4,702百万円【復興特別会計、全額国庫負担】  |  |         |

## Ⅱ．平成23年度成果の進捗確認

(公共インフラ(全体版))

# 公共インフラの進捗確認

- ・公共インフラ(全体版)の対象18事業について、所管省庁による進捗確認を実施。
- ・その結果、2事業が「目標を若干下回った」、他の事業は「概ね目標通り」もしくは「目標通り」であり、全体としては概ね目標通りに進んでいると認識。
- ・地域における合意形成や用地取得などの進捗上の課題はあるが、本格的な復旧・復興に向け着実な実施と更なる進捗を期待。

| 事業名 |          | 平成23年度成果の進捗分析【評価】                  | 事業名 |                               | 平成23年度成果の進捗分析【評価】                                    |
|-----|----------|------------------------------------|-----|-------------------------------|--|
| 1.  | 海岸対策     | 目標を若干下回った                          | 10. | 漁港・漁場・養殖施設・定置網                | 概ね目標通り   |
| 2.  | 河川対策     | 【国管理区間】概ね目標通り<br>【県・市町村管理区間】概ね目標通り | 11. | 復興住宅(災害公営住宅等)                 | 目標通り   |
| 3.  | 下水道      | 目標通り                               | 12. | 復興まちづくり(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等) | 目標通り   |
| 4.  | 交通網(道路)  | 目標通り                               | 13. | 復興まちづくり(被災した造成宅地)             | 目標通り   |
| 5.  | 交通網(鉄道)  | 【旅客鉄道】目標通り<br>【貨物鉄道】目標通り           | 14. | 復興まちづくり(医療施設等)                | 目標通り   |
| 6.  | 交通網(空港)  | 目標通り                               | 15. | 復興まちづくり(学校施設等)                | 【幼稚園・小中高等学校等】概ね目標通り<br>【大学等】目標通り<br>【公立社会教育施設】概ね目標通り |
| 7.  | 交通網(港湾)  | 目標通り                               | 16. | 土砂災害対策                        | 概ね目標通り   |
| 8.  | 農地・農業用施設 | 概ね目標通り                             | 17. | 地盤沈下・液状化対策                    | 目標通り   |
| 9.  | 海岸防災林の再生 | 概ね目標通り                             | 18. | 災害廃棄物の処理                      | 【災害廃棄物の仮置き場への移動】<br>目標を若干下回った<br>【中間処理・最終処分】一部前倒しで完了 |

# 1. 海岸対策

所管：国交省、農水省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・全ての地区海岸(416地区海岸)において、復旧する施設の概要計画策定を目指す。</li><li>・約3割の地区海岸(131地区海岸／416地区海岸)において、本復旧の工事着工を目指す。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・全ての地区海岸(471地区海岸)において、復旧する施設の概要計画を策定した。</li><li>・約2割の地区海岸(76地区海岸／471地区海岸)において、本復旧工事に着工した。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・約6割の地区海岸(299地区海岸／471地区海岸)において、本復旧工事の着工を目指す。</li><li>・国施工区間(代行区間を含む)の内、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間(約5km)において本復旧工事の完了を目指す。</li></ul> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】 目標を若干下回った

【理由・対応方針等】

・施設の概要計画策定は目標どおりだが、本復旧工事の着工については若干目標を下回った(目標：約3割→成果：約2割)。これは、まちづくりや関係機関との調整を丁寧を実施したこと等によるもの。平成24年度では約6割の着工を目指す。



## 2. 河川対策（国管理区間）

所管：国交省

### (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

※ 目標は、H23年度末までではなく、洪水のリスクが高まるH24出水期までで設定。

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標   |
|---|--|---|
| <p>・平成24年出水期(6月頃～)までに、被災前と同程度の安全水準(沈下・液状化対策を含む)まで本復旧を完了。</p> <p>※ 河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備</p> | <p>・平成24年3月末までに、9水系1,791箇所については本復旧を完了。残り8水系324箇所のうち288箇所についても本復旧工事に着手。</p> <p>・平成24年出水期(6月頃～)までに、残り8水系324箇所についても2箇所*を除き被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧を完了予定。</p> <p>※ 北上川等5河川の河口部の河川堤防については、新たな海岸堤防高との整合を図りながら、河川堤防高の設定(案)を作成し、関係市町に提示。</p> | <p>・平成24年出水期(6月頃～)までに、2箇所*を除き被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。</p> <p>※ 津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備。</p> |

### (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】概ね目標通り

【理由・対応方針等】

○ 被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧については、平成24年出水期(6月頃～)までに概ね完了予定。なお、以下の2箇所\*については引き続き対策を実施。

・北上川河口部右岸の長面地区・・・地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、地域の復旧・復興方針について地域や関係機関との合意形成を図るのに時間を要した地区(H24.3までに完了)。工事発注の準備が整い次第、復旧工事に着手予定。

・北上川河口部左岸の月浜地区・・・応急対策は完了しているが、現況堤防が地元の災害復旧工事のための道路(兼用)として活用されていることや被災地区で集団移転の検討もなされていることから、本復旧に当たっては道路協議や地域との合意形成が必要な地区。調整が整い次第、復旧工事に着手予定。

○ また、安全水準を被災前よりも高めるための液状化対策については、東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、河川構造物の耐震性能照査指針の見直し及び当面の対策工法の検討を行った。準備が整った箇所から工事に着手。

## 2. 河川対策（県・市町村管理区間）

所管：国交省

### (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

※ 目標は、H23年度末までではなく、洪水のリスクが高まるH24出水期までで設定。

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)  | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標   |
|--|--|---|
| <p>【県管理区間】</p> <p>○本復旧の完了予定<br/>・H24出水期(6月頃～)まで：<br/>全1,023箇所中、595箇所</p> <p>※ 河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備<br/>※ 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動する</p> | <p>【県・市町村管理区間】</p> <p>○災害査定完了箇所<br/>・市町村管理区間も含めた全箇所(1,103箇所)</p> <p>○本復旧の着手箇所<br/>・707箇所(全体の約64%)</p> <p>○本復旧の完了箇所<br/>・396箇所(全体の約36%)</p> | <p>【県・市町村管理区間】</p> <p>○本復旧の完了予定<br/>・H24出水期(6月頃～)まで：<br/>全1,103箇所中、566箇所</p> <p>・H24年度中：<br/>全体の約9割</p> <p>※ 河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備<br/>※ 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動する</p> |

### (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】 概ね目標通り

【理由・対応方針等】

- 入札の不調・不落、冬場の大雪等により、工事発注等が遅れたものが多少あるが、概ね目標通りに進捗しており、平成24年度内に、大規模な津波被害を受けたものを除き、全体の約9割で本復旧を完了予定。

### 3. 下水道

所管：国交省

#### (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)                      | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標   |
|--|---|---|
| 平成23年度末までに、14箇所のうち6箇所で中級処理以上の処理を開始(うち4箇所は通常処理) | 平成23年度末までに、14箇所のうち6箇所で中級処理以上の処理を開始(うち2箇所は本復旧済、2箇所は通常処理レベルの応急対応) | 本復旧が必要な12箇所について、平成24年度末までには、甚大な被害を受けた仙台市南蒲生浄化センターを除き、全箇所において通常処理を開始。仙台市南蒲生浄化センターでは、平成24年1月に中級処理を開始しており、復興計画と整合を図りつつ、早期に通常処理を開始することを目標とする。 |

#### (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

- ・平成24年度の成果目標達成に向け、地方公共団体に対して必要な支援を実施していく。

## 4. 交通網（道路）

### (1) 平成23年度成果等の進捗及び平成24年度の成果目標等

| 平成23年度の成果目標等<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果等<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標等   |
|--|---|--|
| <p><b>■道路の復旧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧完了後、順次本復旧を実施</li> </ul> <p><b>■復興道路・復興支援道路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興道路・復興支援道路の整備のうち未事業化区間については、事業着手し、測量、設計に着手し、順次工事へと移行</li> </ul> <p><b>■津波防災地域づくりに係る道路整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路および直轄国道の全線通行可能（警戒区域内の常磐自動車道を除く）</li> <li>・三次補正において18区間224kmを事業化し、順次、測量、設計説明会、用地幅杭の設置に着手</li> <li>・各地方公共団体において復興計画を策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き本復旧を実施<br/>警戒区域内の常磐自動車道については、環境省が着手した除染モデル事業の結果を踏まえ工事を実施</li> <li>・用地調査等を経て、用地買収を進め、順次工事へと移行</li> <li>・津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</li> </ul> |

### (2) 平成23年度成果等の進捗分析

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

・引き続き事業計画・工程表に基づき事業進捗を図る。

# 5. 交通網（鉄道）

所管：国交省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)  | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標  |
|--|--|--|
| <p><b>I. 旅客鉄道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸鉄道については、平成24年4月頃に北リアス線田野畑～陸中野田が運転再開。</li> <li>・JR八戸線については、平成24年4月当初に、全線で運転再開。</li> <li>・JR山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線及び常磐線については、まちづくりと一体となった復旧を円滑に進めることができるよう、沿線地方公共団体、JR東日本等からなる復興調整会議を設置し、復旧について検討。</li> <li>・JR仙石線及び常磐線については、復興調整会議において移設ルート案の提案があったところであり、今後、同案をたたき台として検討を実施。</li> </ul> | <p><b>【運転再開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸鉄道については、平成24年4月1日に、田野畑～陸中野田駅間が運転再開。</li> <li>・JR八戸線については、平成24年3月17日に、全線で運転再開。</li> <li>・JR石巻線については、平成24年3月17日に、石巻～渡波駅間が運転再開。</li> <li>・JR仙石線については、平成24年3月17日に、陸前小野～矢本駅間が運転再開。</li> <li>・JR常磐線については、平成23年12月21日に、原ノ町～相馬駅間が運転再開。</li> </ul> <p><b>【運転再開目標の提示】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR石巻線について、女川駅を除き全線運転再開目標時期を提示。</li> <li>・JR仙石線について、全線運転再開目標時期を提示。</li> <li>・JR常磐線の相馬～亘理駅間について、運転再開目標時期を提示。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸鉄道については、平成25年4月頃に南リアス線盛～吉浜で、平成26年4月頃に北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込み。</li> <li>・JR山田線、大船渡線、気仙沼線については、今後、沿線地方公共団体が、市街地の移転等と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興整備計画等を策定するとともに、JR東日本が津波に対する鉄道の安全運行確保等の観点からの検討を行った上で、鉄道の復旧方針を決定。</li> <li>・JR気仙沼線については、今後、BRTによる仮復旧の見込み。</li> <li>・JR石巻線の渡波～女川駅間については、女川駅を除いて平成25年度初の運転再開を目指す。</li> <li>・JR仙石線については、ルート移設等により平成27年度のうちに全線運転再開を目指す。</li> </ul> |

# 5. 交通網（鉄道）

所管：国交省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標   |
|---|--|---|
|   |  | <p>・JR常磐線の相馬～亘理駅間については、ルート移設等により、鉄道工事着手から3年程度で運転再開を目指す。<br/>           福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域内の区間(広野～原ノ町)については、JR東日本が調査を実施しつつ、具体的な復旧方針を策定中であり、政府においても、JR東日本及び関係省庁からなる「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」を設置するなど、JR常磐線の復旧調査・工事を進めていく上での課題に対応するための支援を実施。</p> |
| <p><b>Ⅱ. 貨物鉄道</b><br/>           不通となっている3鉄道事業者(仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道の一部区間及びJR貨物(石巻港線))の路線のうち、仙台臨海鉄道・福島臨海鉄道については、23年度中に全線で復旧工事を終了させる。</p> | <p>仙台臨海鉄道・福島臨海鉄道の復旧工事は計画通り完成し、仙台臨海鉄道の一部区間を除き運転再開済み。(残る不通区間については、荷主側の出荷設備の復旧待ち)</p> | <p>仙台臨海鉄道については平成24年9月頃までに、JR貨物(石巻港線)については、同年12月頃までに全線で運転再開見込み。</p>  |

# 5. 交通網（鉄道）

所管：国交省

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

### I. 旅客鉄道

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

- ・三陸鉄道については、本年4月1日に田野畑～陸中野田間が運転再開するなど、順調に復旧工事が進んでいるところであり、今後も復旧工事が完了した区間から運転を再開し、最終的には平成26年4月頃の全線運転再開を見込んでいるところ。
- ・JR線の運休区間のうち、八戸線については、本年3月17日に全線で運転を再開、石巻線については、平成24年3月17日に石巻～渡波駅間で運転再開、仙石線については、平成24年3月17日に陸前小野～矢本駅間が運転再開、常磐線については、平成23年12月21日に原ノ町～相馬駅間が運転再開したところであり、今後も復旧工事が完了した区間から運転を再開していく。また、まちづくりと一体となった復旧が必要な区間については、線区別に設置した『復興調整会議（関係地方自治体、JR、復興庁、東北地方整備局、東北運輸局）』の場等を活用して引き続きJR東日本と関係地方自治体等との調整を支援していく。

### II. 貨物鉄道

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

- ・仙台臨海鉄道・福島臨海鉄道について、計画通り復旧工事が完了したところであり、仙台臨海鉄道の一部区間を除き運転再開済み。残る不通区間については、荷主側の出荷設備の復旧待ち。

## 6. 交通網（空港）

所管：国交省

### (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・仙台空港において、震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能等の復旧を実施する。</li><li>・空港施設の耐震化を実施するとともに、津波被害からの早期復旧対策等を検討し、被災時に最低限必要な空港機能を確保していく。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・仙台空港の排水機能等の復旧を順次実施した。</li><li>・空港施設の耐震化を実施し、津波被害からの早期復旧対策等を検討して、被災時に最低限必要な空港機能(平成23年度計画分)について順次確保した。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・年度内に仙台空港の排水機能等の復旧完了を目指す。</li><li>・引き続き空港施設の耐震化を実施するとともに、津波被害からの早期復旧対策等を引き続き検討して、被災時に最低限必要な空港機能を確保する。</li></ul> |

### (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

- ・平成23年度に順次実施した仙台空港の排水機能等の復旧について、平成24年度内の完了を目指して、引き続き事業進捗を図る。
- ・被災時に最低限必要な空港機能を確保するための耐震化対策や津波対策を、平成23年度に順次実施しており、引き続き平成24年度もこれらの対策等を講じる。



# 7. 交通網（港湾）

所管：国交省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)                        | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標  |
|--|--|--|
| 産業・物流上、特に重要な港湾施設については、概ね2年以内を目処に全ての施設の本格復旧を完了する。 | <ul style="list-style-type: none"><li>平成23年12月22日までに全ての被災港湾施設の災害査定を完了。</li><li>平成24年3月末までに、産業・物流上、特に重要な港湾施設101箇所(うち岸壁115バースを含む)のうち、56箇所(うち岸壁61バースを含む)について本格復旧工事に着工済。その他については着工準備中。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>産業・物流上、特に重要な港湾施設については、平成24年度内で復旧を完了する。</li><li>復旧に期間を要する施設(防波堤)についても、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。</li></ul> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

【今後の対応方針】

産業・物流上、特に重要な港湾施設について、平成24年度内の復旧完了を目指し、引き続き事業の進捗を図る。また、復旧に期間を要する施設(防波堤)についても、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。

# 8. 農地・農業用施設

所管：農水省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)                       | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)                       | 平成24年度の成果目標                                    |
|---|--|--|
| ・平成24年度春の作付時期までに、8,550haの農地について、営農を可能とすることを目指す。 | ・平成24年度春の作付時期までに、8,310haの農地について、営農が可能となる見込み。 | ・平成25年度春の作付時期から、5,610haの農地について、営農を可能とすることを目指す。 |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】概ね目標通り

【理由・対応方針等】

- ・地元の意向を反映しつつ復旧を進め、平成24年度春の作付時期までの営農再開可能面積は、目標に対し97%。
- ・「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、おおむね3年間での農地の復旧を目指しており、引き続き、着実に復旧を進める。

(参考) 津波被災地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し

(単位：ha)

|           | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | その他     | 計      |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|
| 岩手県       | 10    | 220   | 140   | 350   | 10※1    | 730    |
| 宮城県       | 1,220 | 5,450 | 4,120 | 3,440 | 110※2   | 14,340 |
| 福島県       | 60    | 400   | 1,350 | 1,200 | 2,450※3 | 5,460  |
| 青森・茨城・千葉県 | 810   | 140   | -     | -     | -       | 950    |
| 計         | 8,310 |       | 5,610 | 4,990 | 2,570   | 21,480 |
| 年度別割合     | 39%   |       | 26%   | 23%   | 12%     | 100%   |

※1 農地の転用等により復旧不要となった地域 ※2 海水が浸入しているなど被害が甚大な農地の一部で、別途復旧工法等の検討を進める地域

※3 農地の転用等により復旧不要となった地域100ha、大区画化に伴い工期を要することが予定されている地域230ha、原子力発電事故に係る警戒区域及び新たな避難指示区域の農地面積2,120ha

※4 24年度の営農再開可能面積には、24年度当初に除塩等を行い春に作付可能となる予定の農地を含む。

※5 岩手県の25・26年度の区分は、「平成23年度 復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況(暫定版)(平成24年3月 岩手県復興局)」に基づくもの。

# 9. 海岸防災林の再生

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)                      | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標   |
|--|--|---|
| ・海岸防災林の造成に必要な基盤造成は概ね5年、全体の復旧は概ね10年で完了することを目指す。 | ・被災した防潮堤、海岸防災林のうち、ガレキ置き場になっている箇所等を除き、災害復旧事業の査定を完了し、一部で工事に着手した。 | ・11月時点と同様、海岸防災林の造成に必要な基盤造成は概ね5年、全体の復旧は概ね10年で完了することを目指す。 |

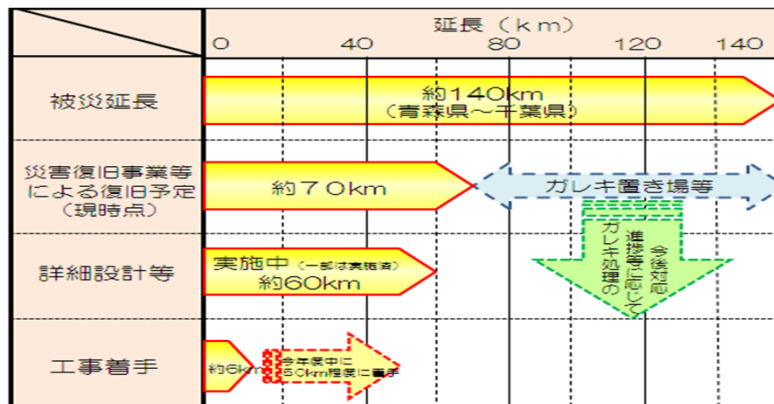
## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】 概ね目標通り

【理由・対応方針等】

・海岸防災林の再生については、準備の整った箇所から順次手続きを進め、平成24年度中に被災した海岸防災林約140kmのうち約50kmについて事業に着手する予定

■海岸防災林の復旧・再生の進捗状況について(平成24年4月1日現在)



### ガレキを活用した海岸防災林の復旧・再生 —「みどりのきずな」再生プロジェクト—

海側 陸側  
 地元の意見を聞きながら、様々なNPOや企業等の支援も得つつ植林等を実施



分別・無害化された再生ガレキなどを活用  
(コンクリートくず、津波堆積物、瓦など)

# 10. 漁港・漁場・養殖施設・定置網

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標  |
|---|---|--|
| <p><b>【漁港】</b><br/>・全国的拠点となる漁港について、平成25年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける(被害が甚大な漁港については平成27年度末まで)。</p> <p><b>【漁場】</b><br/>・平成24年度末までに大型の漂流物・堆積物の回収処理、操業中に回収されたがれき処理を推進し、漂流物等の分布状況に応じて、平成25年度においても実施する。</p> <p><b>【養殖施設・定置網】</b><br/>・漁期が本格的に開始した養殖業の再開希望者の概ね5割、大型定置網の操業再開希望者の概ね6割の施設を整備する。</p> | <p><b>【漁港】</b><br/>・被災したほぼ全ての漁港の一部の岸壁で水産物の陸揚げを可能とした(311漁港)。</p> <p><b>【漁場】</b><br/>・漂流物の撤去が概ね終了、堆積物撤去のための調査が終了したことより、海底のがれき分布状況が把握された漁場から堆積物の撤去を実施した。</p> <p><b>【養殖施設・定置網】</b><br/>・漁期が本格的に開始した養殖業の再開希望者の概ね5割、大型定置網の操業再開希望者の概ね6割の施設を整備した。</p> | <p><b>【漁港】</b><br/>・平成24年度末までに、被災した漁港の概ね4割において、陸揚げ岸壁の復旧の完了を目指す。</p> <p><b>【漁場】</b><br/>・沖合底びき網漁業等の広域漁場や定置漁場・養殖漁場について、平成24年度末までに全てのがれき撤去の終了を目指し、がれきの分布状況によっては平成25年度においても実施する。</p> <p><b>【養殖施設・定置網】</b><br/>・平成24年度末までに、養殖業再開希望者全員、大型定置網の操業再開希望者全員の施設の整備に目途をつける。</p> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

|   |
|---|
| <p><b>【評価】</b> 概ね目標どおり</p> <p><b>【理由・対応方針等】</b><br/>・全国的拠点となる漁港について、平成25年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける(被害が甚大な漁港については平成27年度末まで)。<br/>・沖合底びき網漁業等の広域漁場や定置漁場・養殖漁場について、平成24年度末までに全てのがれき撤去の終了を目指し、がれきの分布状況によっては平成25年度においても実施する。<br/>・平成24年度末までに、養殖業再開希望者全員、大型定置網の操業再開希望者全員の施設の整備に目途をつける。</p> |
|---|

# 11. 復興住宅（災害公営住宅等）

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)  | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標                     |
|--|---|---------------------------------|
| <p>① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅や木造住宅の整備等、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を進める。災害公営住宅については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅の整備や管理に対し支援する。</p> <p>② 被災地域においてサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に対して、国が整備費の一部を支援する。</p> <p>③ 不良住宅が密集する地区については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅地区改良事業等を実施する。</p> | <p>① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅や木造住宅の整備等、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を進める。災害公営住宅については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅の整備や管理に対し支援している。</p> <p>② 被災地域においてサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に対して、国が整備費の一部を支援している。</p> <p>③ 不良住宅が密集する地区については、被災地域における復興に関する計画に従い、順次、住宅地区改良事業等を実施している。</p> <p>【H24.3末時点の災害公営住宅の整備状況】<br/>                 用地確保戸数(1,995戸)<br/>                 うち設計着手戸数(1,080戸)<br/>                 うち工事着手戸数(70戸)</p> | <p>地方公共団体の復興計画に従い、事業の推進を支援。</p> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

・平成23年度は、各地方公共団体において、住宅復興計画を順次策定しているところであり、今後、地方公共団体の復興計画に従い、事業の推進を支援。

・災害公営住宅整備事業：復興交付金第1次配分で、32市町村の交付可能額を通知

(注)上記のうち、24年度までに着工、25年度完成を予定するもの約5,500戸

## 12. 復興まちづくり (防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等)

所管：国交省

### (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)            | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)                   | 平成24年度の成果目標   |
|--------------------------------------|--|---|
| 被災地域のニーズに的確に対応することが可能な事業手法の制度拡充等を行う。 | 被災地域のニーズに的確に対応することが可能な事業手法の制度創設、拡充を実施した。 | 当該制度等を活用しつつ、各地方公共団体において策定された復興計画を踏まえ、計画に位置づけられた防災集団移転・区画整理等を推進する。 |

### (2) 平成23年度成果の進捗分析

#### 【評価】目標通り

#### 平成23年度の実施施策

- ・防災集団移転促進事業の制度改革(補助限度額の引き上げ等)
- ・防災集団移転促進事業：復興交付金第1次配分で、23市町村・200地区の交付可能額を通知
- ・土地区画整理事業の制度改革(防災上必要な土地の嵩上げ費用[津波防災整地費]を国費算定対象経費に追加等)
- ・津波復興拠点整備事業制度の創設

# 13. 復興まちづくり（被災した造成宅地について）

所管：国交省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)                   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)                                  | 平成24年度の成果目標                            |
|---|---|--|
| 盛土造成地が滑動・崩落した地区における早期の復旧・復興を支援するための事業を創設する。 | 盛土造成地が滑動・崩落した地区における早期の復旧・復興を支援するための造成宅地滑動崩落緊急対策事業を創設した。 | 造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施するすべての地区において、事業に着手する。 |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

平成23年度の実施策

・造成宅地滑動崩落緊急対策事業の創設

・造成宅地滑動崩落緊急対策事業

：復興交付金第1次配分で、12市町村226地区の交付可能額を通知、6市214地区の事業に着手

# 14. 復興まちづくり（医療施設等）

所管：厚労省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)           | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標  |
|-------------------------------------|---|--|
| 仮設診療所(約50箇所)について、12月末を目途に整備の完了を目指す。 | 仮設診療所(H23.11時点で整備することとされたもの)について、整備完了。<br>※このほか、仮設病棟(2箇所)を平成24年1月までに設置。 | 仮設診療所について、追加で整備することとされたもの(2箇所)について、5月末を目途に整備の完了を目指す。<br>医療施設等の復旧整備を概ね年度内に行う。 |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

仮設診療所について、追加で整備することとされたもの(2箇所)について、平成24年5月末を目途に整備の完了を目指す。

|         | H23  |    |     |    | H24 |    |     |    | H25 |    |     |    | H26 |    |     |    | H27以降 |
|---------|--|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------|
|         | 4月   | 7月 | 10月 | 1月 | 4月  | 7月 | 10月 | 1月 | 4月  | 7月 | 10月 | 1月 | 4月  | 7月 | 10月 | 1月 |       |
| 復興まちづくり |  |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |       |
| 医療施設等   | <p>仮設診療所・仮設病棟の整備</p> <p>※仮設診療所(約50箇所)については、平成24年3月末までに概ね整備完了であり、5月末を目途に整備の完了を目指す。<br/>※仮設病棟(2カ所)を平成24年1月までに設置。</p> <p>医療施設等の復旧整備</p> <p>医療提供体制の再構築</p> |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |       |



# 15. 復興まちづくり (学校施設等)

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)  | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標   |
|--|--|---|
| <p>I. 幼稚園・小中高等学校等</p> <p>(i) 公立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる約2,400校については、平成23年度内の事業着手を目指す。</p> <p>② 甚大な被害を受けた約100校については概ね平成23年度内の事業着手を目指す。</p> <p>(ii) 私立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる私立学校等については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目指す。</p> <p>② 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成23年度内の事業着手、平成25年度内の復旧完了を目指す。</p> <p>II. 大学等</p> <p>(i) 国立(幼稚園・小中高等学校等含む)</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる施設は、平成23年度内の復旧完了を目指す。</p> <p>② 甚大な被害を受けた施設のうち、緊急に復旧等が必要であるものは、概ね平成23年度内の完了を目指す。本格復旧は、概ね平成25年度内の復旧完了を目指す。津波による被害を受けた施設は、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。</p> <p>(ii) 私立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる私立大学については、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目指す。</p> <p>② 甚大な被害を受けた私立大学については、平成23年度内の事業着手、平成25年度内の復旧完了を目指す。</p> | <p>I. 幼稚園・小中高等学校等</p> <p>(i) 公立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる約2,300校※については、約2,200校で事業着手(うち、約1,700校は事業完了)。<br/>※約100校の減(2,400校→2,300校)。被害が軽微と判明したこと等による。</p> <p>② 甚大な被害を受けた約100校については、約70校で事業着手。</p> <p>(ii) 私立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる私立学校等については、平成23年度内に復旧完了。</p> <p>② 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成23年度内に事業着手。<br/>※私立学校: 国庫補助対象628校のうち、613校は平成23年度内に事業着手(うち544校は事業完了)。<br/>※私立専修学校・各種学校: 国庫補助対象105件のうち、103件は平成23年度内に事業着手(うち88件は事業完了)。</p> <p>II. 大学等</p> <p>(i) 国立(幼稚園・小中高等学校等含む)</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる施設は、概ね平成23年度に復旧が完了。</p> <p>② 甚大な被害を受けた施設のうち、緊急に復旧等が必要であるものは、概ね平成23年度内に完了。</p> <p>(ii) 私立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる私立大学については、平成23年度内に復旧完了した。</p> <p>② 甚大な被害を受けた私立大学については、平成23年度内に事業着手した。<br/>※国庫補助対象148校全て平成23年度内に事業着手(うち128件は事業完了)。</p> | <p>I. 幼稚園・小中高等学校等</p> <p>(i) 公立</p> <p>① 比較的軽微な被害に留まる学校については、警戒区域等を除き、平成24年度までの完了を目標とする。</p> <p>② 甚大な被害を受けた学校については、警戒区域等を除き、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転を伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。</p> <p>(ii) 私立</p> <p>甚大な被害を受けた私立学校等については、平成24年度内の復旧完了を目標とする。<br/>津波被害地域、警戒区域等にあり、移転等を伴う私立学校等については、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。</p> <p>II. 大学等</p> <p>(i) 国立(幼稚園・小中高等学校等含む)</p> <p>甚大な被害を受けた施設のうち、本格復旧は、概ね平成24年度内の復旧完了を目指す。津波による被害を受けた施設は、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。</p> <p>(ii) 私立</p> <p>甚大な被害を受けた私立大学については、平成24年度内の復旧完了を目標とする。</p> |

# 15. 復興まちづくり（学校施設等）

所管：文科省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標  |
|---|--|--|
| <p>Ⅲ. 公立社会教育施設</p> <p>①比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設(公立社会体育施設、公立文化施設を含む。以下同じ。)については、基本的には平成23年度内の事業着手・復旧を目指す。</p> <p>②甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、本格復旧に向けて、概ね平成23年度の事業着手を目標とする。</p> | <p>Ⅲ. 公立社会教育施設</p> <p>復旧の対象となる約1300施設については概ね事業着手。</p> <p>①比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、約700施設が復旧完了。</p> <p>②甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、概ね平成23年度に事業着手。</p> | <p>Ⅲ. 公立社会教育施設</p> <p>①比較的軽微な被害に留まる施設については、平成24年度までの復旧完了を目標とする。</p> <p>②甚大な被害を受けた施設については、平成25年度内の復旧完了を目標とする。移転が伴う場合は、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかな本格復旧の着手を行うこととする。</p> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

### 【評価】

- I. 幼稚園・小中高等学校等：概ね目標通り
- II. 大学等：目標通り
- Ⅲ. 公立社会教育施設：概ね目標通り

### 【理由・対応方針等】

#### I. 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立： ①警戒区域等において、比較的軽微な被害に留まる学校で未着手のものは、区域の指定が解除され、準備が整い次第、速やかに着手する。

②津波被害地域等において、甚大な被害を受けた学校で未着手のものは、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。

(ii) 私立： 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成24年度内の復旧完了を目指す。

津波被害地域、警戒区域等にあり、移転等が伴う私立学校等については、地域の復興計画の策定、移転先の確保、警戒区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに本格復旧の着手を行う。

#### II. 大学等

(i) 国立(幼稚園・小中高等学校等含む)：復旧が完了していない8法人は平成24年度内の復旧完了を目指す。

(ii) 私立： 甚大な被害を受けた私立大学については、平成24年度内の復旧完了を目指す。

Ⅲ. 公立社会教育施設： ①警戒区域等において、比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設のうち、事業着手していない施設について、準備が整い次第、速やかに事業着手する。

②津波被害地域等において、甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、地域の復興計画の策定、移転先の確保等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手する。

# 16. 土砂災害対策

所管：国交省

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)   | 平成24年度の成果目標   |
|---|--|---|
| <p>○ 18箇所の緊急的な土砂災害対策について平成23年度内を目途に完了予定。</p> <p>○ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策について平成23年度内を目途に完了予定。</p> | <p>○ 18箇所に加え新たに23箇所について緊急的な土砂災害対策に着手。</p> <p>○ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策に着手。</p> | <p>○ 41箇所の緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定。</p> <p>○ 重要な保全対象を有し地盤が緩んでいる24箇所の緊急的な対策について平成24年梅雨期までを目途に完了予定。</p> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】概ね目標通り

【理由・対応方針等】

・余震による崩壊の拡大等に対する現場作業員の安全確保及び豪雪の影響等により、一部工程に遅れが生じているが、新たに着手した23箇所も含め、土砂災害の恐れが高まる平成24年梅雨期までの完了を目途に実施中。

# 17. 地盤沈下・液状化対策

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)   | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化に伴う被害状況を把握する。</li> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援するための新たな制度を創設する。</li> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、有識者の意見等を踏まえながら工法やコスト削減方策等について検討する。</li> <li>・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化に伴う被害状況調査を行った。</li> <li>・平成23年度第三次補正予算において、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援するための新たな制度として液状化対策推進事業を創設した。</li> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施した。</li> <li>・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、地方公共団体における即地的な調査・検討及び有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施する。</li> <li>・液状化対策推進事業を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。</li> <li>・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進。</li> </ul> |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】目標通り

【理由・対応方策等】

- ・液状化に伴う被害状況調査を行い、26, 914件(H23.9.27時点)の被害を把握。
- ・公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について新たな制度を創設し、地方公共団体に対して説明会等を実施。
- ・復興交付金第1次配分により、6市20地区における調査費に対し交付可能額を通知。
- ・液状化対策等について、地方公共団体との意見交換及び被害要因の分析・対策工法の検討等に向けた情報提供を実施。引き続き被災市街地における効果的・効率的な液状化対策工法について、専門家を交えて調査・検討中。
- ・建設技術研究開発助成制度の活用等により液状化対策を含む緊急性・重要性の高い技術研究開発を推進。

# 18. 災害廃棄物の処理

## (1) 平成23年度成果の進捗及び平成24年度の成果目標

| 平成23年度の成果目標<br>(H23.11時点)  | 平成23年度の成果<br>(H24.4時点)  | 平成24年度の成果目標  |
|--|---|--|
| ①平成24年3月末までに、沿岸23市町村において、災害廃棄物の仮置場への移動を完了させる(残りの20市町村については、個別に目標を定めている)。 | ①災害廃棄物の仮置場への移動は、23市町村のうち、9市町村で完了。ただし、完了していない市町村においても、推計量の95%が移動を完了。 | ①個別に目標を定めている市町村を含め、遅くとも、平成25年3月末までに、災害廃棄物の仮置場への移動を完了させる。 |
| ②平成26年3月末までに、沿岸43市町村において、中間処理・最終処分を完了させる。                                | ②中間処理・最終処分は、対象43市町村のうち、3市町村において、前倒しで完了。                             | ②平成26年3月末までに、中間処理・最終処分を完了させる。                            |

## (2) 平成23年度成果の進捗分析

【評価】①災害廃棄物の仮置き場への移動：目標を若干下回った

②中間処理・最終処分：一部前倒しで完了

【理由・対応方針等】

①移動を完了できなかった災害廃棄物のほとんどは、今後建物が解体されることにより発生する廃棄物であり、解体後速やかに移動の予定。解体が遅れた理由としては、当初の見込みより一般家屋等の解体件数が多いこと、一般家屋等の所有者の承諾を得るために時間を要していること等が挙げられる。

②岩手・宮城両県において、計31基の仮設焼却炉の設置を進めており、平成24年5月14日現在で、9基が稼働中。今後、仮設焼却炉の稼働が順次本格化することにより、処理が加速することが見込まれている。災害廃棄物の広域処理については、今後、受入れの可能性の高い自治体に対して、最優先で広域処理の実現を図っていく方針。